
5021. 輸入申告等照会

業務コード	内 容
I I D	輸入申告等照会

1. 業務概要

以下の手続き（以下、輸入申告等という。）の内容及び手続き状況を照会する。

本業務は該当輸入申告等情報がシステムから削除されるまでの間、行うことができる。

- ①輸入申告
- ②蔵出輸入申告
- ③移出輸入申告（「石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）」業務による申告を含む。）
- ④総保出輸入申告（MWC業務による申告を含む。）
- ⑤輸入許可前貨物引取（以下、「BP」という。）承認申請
- ⑥蔵入承認申請
- ⑦移入承認申請
- ⑧総保入承認申請
- ⑨展示等申告
- ⑩輸入（引取）申告（特例委託輸入（引取）申告を含む。）
- ⑪特例申告（特例委託特例申告を含む。）
- ⑫輸入マニフェスト通関申告

2. 入力者

税関、通関業

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

(A) システムに登録されている利用者であること。

(B) 入力者が通関業者の場合は、以下のいずれかであること。

①手続きを行った者と同じの利用者コードであること。

ただし、特例申告に係る事項登録前に輸入（引取）申告者以外が輸入（引取）許可時の情報を照会する場合は、特例申告あて先官署が入力者の営業区域内であること。

②手続きを行った者と利用者コードが異なる場合は、照会可能な旨がシステムに登録されていること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸入申告DB等チェック

入力された申告等番号が輸入申告DB、移出輸入申告DBまたは輸入マニフェスト通関申告DBに存在すること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、出力情報出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
輸入申告等照会情報等* ¹	輸入申告等(MWC業務による手続きを除く。)に係る照会の場合は、以下のいずれかとして出力 (1) 申告等種別が「H」、「N」、「J」、「P」、 または「T」 または「V」以外の場合は、輸入申告等照会情報として出力 (2) 申告等種別が「H」または「N」の場合は、輸入(引取)申告照会情報として出力 (3) 申告等種別が「J」または「P」の場合で、「引取・特例識別」欄に「H」の入力がある場合は、輸入(引取)申告照会情報として出力 (4) 申告等種別が「J」または「P」の場合で、「引取・特例識別」欄に「T」の入力がある場合は、特例申告照会情報として出力 (5) 申告等種別が「T」または「V」の場合は、特例申告照会情報として出力	入力者
	エラーの場合	入力者
石油製品等移出(総保出)輸入申告照会情報* ¹	MWC業務による手続きに係る照会の場合	入力者

(* 1) 出力内容により、端末パッケージを利用した際の帳票用レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D07「輸入申告等照会情報等のレイアウトについて」を参照。

7. 特記事項

(1) 口座識別及び納付方法識別について

許可後または特例申告受理後に納付方法を直納からマルチペイメントネットワーク(以下、「MPN」という。)に変更した場合及びMPNから直納に変更した場合は、輸入申告DBに変更後の情報が反映されないため、「口座識別」欄及び「納付方法識別」欄に出力される内容には留意すること。

(2) 出力される関連省庁システムの届出・申請番号について

関連省庁システムの届出・申請情報が複数関連付けられている場合は、各システム別の以下の出力項目に有効かつ最初に登録された届出・申請番号を出力する。

- ①「食品等輸入届出受付番号」欄
- ②「植物等輸入検査申請番号」欄
- ③「畜産物輸入検査申請番号」欄

なお、関連付けられているすべての届出・申請番号は「関連省庁申告・申請状況照会(IXX)」業務で確認することができる。